



意見書の提出

3月定例会では、次の意見書を内閣総理大臣をはじめ、関係大臣に送付しました。

●金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用と暮らしを守る緊急対策の強化を国に求める意見書

アメリカ発の金融危機が世界に広がり、わが国でも大手自動車メーカーなど製造業を中心に派遣労働者や期間工などの削減が、厚生労働省の調査でも平成20年10月から平成21年3月までで8万5,000人にも上ることが明らかになっています。

さらに、内定取り消しや正規雇用労働者の大量解雇も広がり、失業者が急増しています。

失職した非正規労働者の大半は、もともとワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる貯蓄も住宅もままならない若者たちです。職を失えば、会社の寮にもいられず、ただちに路頭に迷ってしまう者も少なくありません。

新潟県内でも自動車関連やIT関連などの工場をはじめ、次々と非正規雇用労働者の人員整理が広がり、平成21年3月までに1,818人にも達するとみられています。県民の雇用と暮らしを守るためにも対策の強化は急務です。

大量の失業者たちの雇用と暮らしを守るためには、国による緊急対策の強化が重要であり、早急に以下の措置をとることを強く求めます。

1. 雇用保険特別会計の6兆円もの積立金を活用し、ただちに次の施策をとること。

(1) 派遣や請負など非正規で働いてきた労働者に

も、しっかりと失業給付がされるように失業給付受給資格に必要な就労期間を12ヶ月から6ヶ月に戻すこと。「自己都合」の場合でも給付期間の上限を360日にすること。

(2) 雇用保険未加入だった労働者を含め、失業者・求職者への生活援助制度をつくり、安心して希望する職業訓練が受けられる条件整備や、家賃補助、入居時の保証などを行うこと。

(3) 非正規雇用の労働者を正社員に登用した中小企業に賃金の差額を助成すること。

2. 巨額の内部留保をもつ大企業に社会的責任を果たさせ、また、便乗的な人員整理がないように強く指導・監督すること。

3. ワーキングプア（働く貧困層）の温床となり、労働者をもうけのための調整弁とする労働者派遣法等を抜本改正し、平成11年の原則自由化以前の状況に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(提出先) 衆議院議長・参議院議長
内閣総理大臣・厚生労働大臣

議会を傍聴しませんか(6月定例会の日程)



▲3月定例会

- 6月5日(金) 全員協議会
- 8日(月) (全員協議会 予備日)
- 15日(月) 本会議
(議案上程、委員会付託、一般質問)
- 16日(火) 本会議(一般質問)
- 17日(水) 本会議(一般質問)
- 18日(木) 本会議(一般質問)
- 19日(金) 総務常任委員会
- 22日(月) 市民厚生常任委員会
- 23日(火) 産業建設常任委員会
- 24日(水) 文教常任委員会
- 26日(金) 本会議
(委員長報告、質疑、討論、採決)

—議会報特別委員会—

委員長	長 井 由喜雄
副委員長	タナカ・キン
委員	中山 眞 二
〃	山 崎 雅 男
〃	田 村 善 典
〃	丸 山 吉 朗
〃	渡 邊 広 宣

3月定例会は、21年度予算審査もあつてか、一般質問を行った22名の議員中、実に8名が吉田95号線についての質問だった。

これは、この事業に限ったことではなく、新市になったから、とにかく市当局が私たち議員に対しての説明責任を十分に果たしていないことのアかしではないだろうか。

この議会だよりを参考に、考えていただければと思います。(タナカ記)

